

## 第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

### 1 策定の意義と目的

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化し、インターネット、携帯電話などの情報メディアの発達や普及に伴い、子どもの「活字離れ」や「読書離れ」が進み、また、核家族化に伴いコミュニケーション能力の低下などをもたらしていると指摘されています。こうした状況の中で子どもたちは、自ら考え行動していくことが求められています。

子どもの読書活動は、これらの解決手段のひとつとなりえます。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。」と基本概念に謳われています。社会全体で子どもの読書推進を図っていくことは極めて重要なことと位置づけられています。

身体的な遊びが肉体的な成長に必要であるのと同じように、読書は子どもの心の成長にとって必要な遊びのひとつです。読書に親しみ、物語の世界で遊ぶ中で、様々な間接体験により人間らしい喜びや悲しみ、怒り、恐れなどを感得していきます。

今後、すべての子どもがあらゆる機会と場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう支援することが大切です。

## 2 計画の期間・対象

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、子どもの読書をめぐる状況を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

本計画において、対象は概ね0歳から18歳までとします。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」〈第9条第2項〉に基づき、福岡県の定める推進計画を基本とし、市町村が定める「市町村子ども読書活動推進計画」として位置づけます。本計画は、鞍手町が子ども読書計画を推進していくうえで基本となる考え方や方向性を示すものです。

なお、町で策定した「第4次鞍手町総合計画後期基本計画」など、様々な計画と整合性を図りながら実施していきます。

#### 4 計画策定の背景

##### (1) 子どもを取り巻く読書環境の変化

近年、インターネットや携帯電話等のさまざまな情報メディアの発達・普及をはじめ、子どもたちを取り巻く生活環境は著しく変化しています。また、幼少期に読書習慣が身に付いていない子どもの「読書離れ」が指摘されてきました。

実際の読書活動状況についてみると、平成23年度の第57回学校読書調査によれば、1ヵ月の平均読書量は、小学生が9.9冊（平成22年度10冊）、中学生が3.7冊（同4.2冊）、高校生が1.8冊（同1.9冊）となっています。平成22年の国民読書年よりは減少していますが、過去10年間の推移をみると読書量は増加しています。

また、1ヵ月間に1冊も本を読まなかった者の割合（不読率）は、小学生6%、中学生16%、高校生51%となっています。10年前の不読率（小学生11%、中学生44%、高校生67%）と比べ、小中高いずれも低くなっており、読書に対する関心が深まっているようです。

特に中学生の変化が著しく、全国的に広がっている学校での「朝の読書活動」等の取組みにより、読書習慣が根付いた生徒が増えているようです。

しかし、1ヵ月の平均読書量や不読率の小中高の結果を比較すると、学校段階が進むに従い読書離れする傾向にあることがうかがえます。また、ブックスタート事業や学校での取組み等により本を読む子どもたちが増えた一方で、雑誌もマンガも読まないという子どもも増えているようです。本を読む子と読まない子の二極化が進んでおり、子どもを取り巻く読書環境により個々の読書活動に差がでていのではないかと考えられます。今後、すべての子どもたちが読書を楽しむことができる環境を整えることが必要です。

## (2) 国の取組

平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その中で、国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、公表することを定めています。そして平成14年8月、国はこの法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）」を策定し、その後、第一次基本計画の成果や課題を踏まえ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次基本計画）」へと引き継いでいます。

また、平成17年7月に、「文字・活字文化振興法」を制定し、さらに、平成20年6月の国会において、平成22年を「国民読書年」とし、国を挙げて読書活動の推進に向けて努力していくことを決議しました。

## (3) 福岡県の取組

県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画（第一次計画）」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。その後、より効果的に子どもの読書活動を推進するため、平成22年3月に「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」を策定し、これまでの基本方針を継承しつつ、今後おおむね5年間にわたる施策の具体的な方向性を明らかにしました、

## 第2章 子どもの読書活動の現状と課題

### 1 子どもの読書活動の現状

鞍手町の子どもの読書活動の現状調査結果から、次のような点があげられます。

#### (1) 子どもの読書習慣について

本を「よく読む」「ときどき読む」割合が、保育所でおおよそ79%あるが、上学年になるにつれて率が下がり、中学生では58%にまで落ちています。

本を読む冊数は、読む率の低下にそっており、中学生では月に「0冊」「1～2冊」しか読まない生徒が66%を超えています。特に、「0冊」と回答した割合が、年中児で8.3%と多く、小学校2年生で0.9%、小学校5年生で5.1%、中学校2年生で7.9%と不読率が増加しています。

本を「あまり読まない」「まったく読まない」と回答した理由については、「本を読むのが好きじゃない・楽しくない」「読みたい本がない」「本を読む以外のことに興味・関心がある」の3点が多く挙げられました。学校、保育所・幼稚園、家庭などで幼少期から読書習慣を付け、それを維持することが十分でないと考えられます。

#### (2) 家庭での現状について

家にいるときに主にすることは、「テレビやゲーム」「友だち・きょうだい等と遊ぶ」「勉強をする」の順に多く、「本を読むこと」は、どの学年の回答でも1割未満になっています。スポーツ少年団・部活動に所属したり、学習塾・習い事に行ったりしている場合には、家にいる時間自体が短く、興味・関心の希薄化と相まって、ますます活字離れが進むと考えられます。

本の読み聞かせをしてもらっていたかという問いに対しては、保育所、幼稚園、小学校の先生、読み聞かせボランティアにもらったという回答が多く、家族から読み聞かせをもらったという割合は少ないです。年中児の保護者のアンケートでも58%が読み聞かせを「あまりしていない」と回答しています。

#### (3) 鞍手町中央公民館図書室について

町の中央公民館図書室の利用については、「よく利用する」「ときどき利用する」割合が、小学校2年生では42%だが、小学校5年生では25%、中学2年生では13%と、本を読む割合と同様、上学年になるにつれて下がっています。「行く時間がない」「読みたい本がない」という理由が多く挙げられています。

保育所の年中児の保護者では「あまり利用しない」「まったく利用しない」割合が96%で、「行く時間がない」という理由が多く、自由意見として、「魅力がない」「他の図書館を利用している」という回答がありました。ただし、中央公民館の“母と子の図書室”から保育所へ絵本の配本活動を行っており、それを利用することで図書室へ行くことの代わりを一部果たしていると考えられます。

## 2 子どもの読書活動の課題

鞍手町の子どもの読書活動の現状を踏まえ、各主体の課題をあげ、その解決のための取組みが必要です。

### (1) 家庭・地域での課題

読書をする習慣がある児童生徒が少なく、家にいるときに本を読む以外のことをして過ごすことが多いです。また、保護者による読み聞かせの割合が半分以下にとどまっています。読み聞かせは、保護者と子どもの絆を深めるとともに、本を読むことの楽しさを教えることができます。保護者の読み聞かせへの関心を高めること、読書に対する関心を高めることが課題です。

### (2) 保育所・幼稚園での課題

読み聞かせにより、本に親しむ姿勢を身に付けさせることが重要です。また、家庭での読み聞かせの充実など、保護者に向けた啓発が必要です。

### (3) 学校での課題

一斉読書活動が実施されていますが、読書習慣の向上までには至っていません。また、司書は本の購入や、本の状態を管理するだけにとどまらず、子どもに本への関心を持たせ、読書の習慣が付けられるよう、要望にそった本を紹介するという役割がありますが、図書室に司書が配置されておらず、児童生徒の本に対する要望に十分な対応ができていません。

### (4) 鞍手町中央公民館図書室での課題

利便性が良くないと考えられています。新着本やおすすめの本の周知、母子の図書室に絵本・児童書が配架されていること等、図書室の魅力が伝わっていません。行事やイベントとからめるなど、まず、図書室へ来てもらうことが課題です。また、学校図書室と同様、司書が配置されていません。

### (5) 読書ボランティアの課題

いろいろたお話の会への参加者の増加を図ることが課題です。また、ボランティアが高齢化・固定化しており、新たなボランティアの開拓・育成が求められますが、読書ボランティアだけの活動では限界があります。

### 第3章 推進計画の基本的な考え方

#### 1 推進計画の目標と基本方針

以下のように、子ども読書推進計画の目標を掲げ、その実現のため、3つの基本方針を定めます。

##### 推進計画の目標

すべての子どもが、読書の楽しさや喜びに出会い、自主的な読書活動を行うことができるよう支援します。

##### 基本方針

###### 【基本方針1】 家庭・地域・学校・行政における子どもの読書活動の推進

〈施策1〉 家庭・地域における読書活動の推進

〈施策2〉 保育所・幼稚園における読書活動の推進

〈施策3〉 学校における読書活動の推進

〈施策4〉 鞍手町中央公民館図書室における読書活動の推進

〈施策5〉 読書ボランティアにおける読書活動の推進

###### 【基本方針2】 子どもが読書に親しむための諸条件の整備

〈施策6〉 読書環境の整備・充実

〈施策7〉 図書館間および学校図書室との連携

###### 【基本方針3】 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

〈施策8〉 広報と啓発活動の推進

## 2 各主体の基本的な役割

### (1) 家庭・地域などの役割

幼少期に本を読むことの楽しさを味わった子どもたちは、自ら進んで読書をするようになっていわれています。

家庭は、子どもの読書習慣の基礎を作る場であり、子どもが本を手に取りやすいようにしたり、読み聞かせにより本に対する関心を引き出すよう働きかけたりすることが、求められる役割です。

地域においては、保護者をはじめとする周囲の大人の態度や意識が、子どもに反映されます。

読書に対する理解を示し、大人が読書をする姿を見せることで、子どもの読書に対する意識を高めるようにすることが求められます。

### (2) 保育所・幼稚園などの役割

保育所・幼稚園では、子どもが自発的・意欲的に絵本に親しむため、日々、保育士や教諭が読み聞かせを行っています。これらを通して、子どもが読書をするのが楽しいと感じられるようにすることが大切な役割です。

また、保護者に対して、成長段階に合わせた絵本の紹介・貸し出しを行い、家庭での読み聞かせを支援することが求められます。

### (3) 学校の役割

朝の読書の時間の位置づけや読書ボランティアによる読み聞かせ、学級文庫の充実などを図り、読書習慣を身につけるよう働きかけることが重要です。

また、子どもたちが学校図書室を気軽に使うことができるよう、開館時間を工夫したり、先生や司書、図書委員による本の紹介をしたりして、読書に対する関心を高めることが学校の役割です。

### (4) 鞍手町中央公民館図書室の役割

中央公民館図書室は、誰でも気軽に利用でき、知的好奇心を満たすためのさまざまな情報がある施設です。中でも「母と子の図書室」は、乳幼児や児童への読み聞かせに適した絵本・児童書を多く置いており、子ども読書推進の重要な役割を担っています。

### (5) 読書ボランティアの役割

現在、町立保育所や小学校で読書ボランティアが活動しています。保育所や学校と連携しながら、ひとりでも多くの子どもに、本の楽しさや、読書によって得られる知識の豊かさを伝え、子どもの本への関心を支援していくことが求められます。

## 第4章 子ども読書活動推進計画の内容

第3章であげた3つの基本方針に基づき、以下のような施策を中心に取り組みます。

### 【基本方針1】家庭・地域・学校・行政における子どもの読書活動の推進

子どもに読書の楽しさを伝えるためには、家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図りながら取り組んでいくことが大切です。

#### 〈施策1〉家庭・地域における読書活動の推進

読み聞かせにより、小さい頃から本に親しむことで、読書を習慣づけます。

子どもの読書離れに影響があるとされるテレビ、ゲームやインターネットなどを、子どもが使わない日を設け、読み聞かせ等で本に親しむ機会を作ります。

#### 具体的事業

	項目	内容	対象	担当	ボランティアとの連携
	ブックスタート事業 (4か月健診時)	赤ちゃんと保護者が、絵本を介してふれあう心を持つきっかけ作り。 絵本プレゼント	乳児 (4か月)	教育課	○
	学校との連携	学校との連携による「ノーテレビ・ノーゲームの日・家庭読書の日」の推進	小学生 中学生	学校	

〈施策2〉 保育所・幼稚園における読書活動の推進

読み聞かせのための絵本を、配本等により充実させ、本に親しむ習慣をつけます。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	との連携	ボランティア
お話し会 読み聞かせ	各施設でのお話し会・読み聞かせ	乳幼児	保育所 幼稚園	○	
保護者への絵本の貸し出し	絵本を貸し出し、子どもが家庭で読書に親しむ機会を提供	乳幼児 保護者	保育所 幼稚園		

〈施策3〉 学校における読書活動の推進

読書の時間に本に親しんでもらうとともに、図書室の利用を促進するための環境づくりを行います。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	との連携	ボランティア
朝の読書活動の推進	朝の読書の時間などの実施	小学生 中学生	学校	○	
読み聞かせの実施	読書ボランティアとの協力による実施	小学生 中学生	学校	○	
図書室運営の向上	学校図書司書を配置し、教職員と連携しつつ、図書室利用推進に努める	小学生 中学生	学校		
家庭との連携	家庭との連携による、「ノーテレビ・ノーゲームの日・家庭読書の日」の推進	小学生 中学生	学校		

〈施策4〉鞍手町中央公民館図書室における読書活動の推進

利用しやすい図書室の環境づくりと、図書室に親しんでもらえる広報活動を行います。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	との連携 ボランティア
図書だよりの発行	学校を対象に図書だよりを発行	小学生	図書室	
団体貸出しサービス	団体登録に対して、貸し出し期間及び冊数を緩和	保育所 小学校	図書室	○
読書週間の推進事業	絵本の展示（4月23日） おすすめ絵本の紹介	乳幼児 小学生 保護者	図書室	○
図書室運営の向上	図書司書を配置し、学校と連携した図書室利用推進	小学生 中学生 学校	図書室	
広報（旬の本だな）	読書ボランティアが年10回、本を紹介する原稿を作成、広報に掲載	全町民	図書室	○

〈施策5〉読書ボランティアにおける読書活動の推進

各事業や、小学校において読書ボランティアが活発に活動しています。読み聞かせや町行事への参加を通して、子どもに本の楽しさを伝える活動を推進します。

具体的事業

	項目	内容	対象	担当	ボランティアとの連携
	読み聞かせの実施	保育所・学校と連携した絵本の読み聞かせの実施	乳幼児 小学生	保育所 小学校 教育課	○
	町行事への参加	いろいろたお話しの会や町行事への参加	幼児 小学生 中学生	学校 教育課	○

【基本方針2】子どもが読書に親しむための諸条件の整備

子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、子ども自身が読みたい本を求め、見つけていく環境づくりが欠かせません。そのため、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるためには、諸条件を整えることが大切です。

〈施策6〉読書環境の整備・充実

子どもの読書する意欲に応えられるよう、中央公民館や学校の図書室の蔵書の充実を図るとともに、読書しやすい環境を整えるよう努めます。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	ボランティアとの連携
蔵書の充実 (中央公民館図書室 及び学校図書室)	図書購入の促進	乳幼児 小学生 中学生	図書室	
読書環境の整備 (中央公民館図書室 及び学校図書室)	子どもが読書しやすい環境づくり	乳幼児 小学生 中学生	図書室	
司書の配置	中央公民館や学校の図書室に 司書を配置し、環境づくりに努める	小学生 中学生 町民	学校 図書室	

〈施策7〉 図書館間および学校図書室との連携

学校からの要望に応じ、県内図書館の相互貸借などを利用して、読書活動の推進を図ります。

学校の読書活動に対しては、団体貸し出しを促進し、子どもの読書活動推進に努めます。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	ボランティアとの連携
中央公民館図書室と学校図書室の連携	団体貸し出しの促進、司書との連携、各図書室間で蔵書を迅速に検索し、相互貸借を行う	小学生 中学生	図書室 小学校 中学校	
相互貸借の利用	必要に応じ、近隣図書館との相互貸借を利用	小学生 中学生	図書室 小学校 中学校	
ボランティアとの連携・支援	読み聞かせボランティアとの協力	小学生 中学生	図書室 小学校 中学校	○

【基本方針3】子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、住民に広く理解と関心を求める必要があります。そのため、各関係機関による様々な普及・啓発を行い、関心の向上に努めます。

〈施策8〉広報と啓発活動の推進

学校・家庭に子どもの読書活動の情報が効果的に行きわたるよう、広報・啓発に努めます。

具体的事業

項目	内容	対象	担当	ボランティアとの連携
図書だよりの発行 (15p、再掲)	学校を対象に図書だよりを発行	小学生	図書室	
子どもの読書活動に関する事業	子どもの読書活動週間で啓発活動	乳幼児 小学生	図書室 小学校	○
ホームページの活用	町のホームページに図書室の利用案内や、新刊情報の発信	乳幼児 小学生 中学生	図書室	
広報(旬の本だな) (15p、再掲)	読書ボランティアが年10回、本を紹介する原稿を作成、広報に掲載	全町民	図書室	○

## 用語解説

### いろりばたお話の会

毎月第2土曜日（原則）に、鞍手町歴史民俗博物館にて開催している絵本の読み聞かせの会。

### 相互貸借

福岡県内の図書館で、所蔵していない資料を相互に貸し借りすることで、サービスの向上を目指す制度。